法人理事・監事・評議員一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人の名称（仮称） |  | 設立年月日 | 昭和・平成・令和　年　月　日 | 現在行っている事業 |
| 法人（設立代表者）の住所 |  | 代表者名 |  |  |
| 代表者の経歴 | 児童福祉事業の経験　　[ ] 　有　・　[ ] 　無社会福祉事業の経験　　[ ] 　有　・　[ ] 　無児童福祉事業の行政　　[ ] 　有　・　[ ] 　無社会福祉事業の行政　　[ ] 　有　・　[ ] 　無 | 有の場合その具体的内容 |
| 役員（予定者） | 生年月日 | 年齢 | 住所 | 職業（公職を含む） | 親族等関係※１ | 理事の場合 | 監事の場合 | 他法人の代表者への就任（法人名を記入） | 資格経歴等 | 欠格事由の有無（社福の場合）※２ | 備考 |
| 社会福祉事業の経営に関する識見を有する | 事業の区域における福祉に関する実情に通じる | 施設の管理者 | 社会福祉事業について識見を有する | 財務管理について識見を有する |
| 役職名 | 氏名 | 該当する場合のみ記入すること |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 無 |  |

※１　評議員及び役員との親族関係に○を入力すること。

※２　社会福祉法人の場合のみ記入。欠格事由（①法人　②精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者　③生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者　④禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者　⑤所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員　⑥暴力団員等の反社会的勢力の者）

（参考）

「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば次のような者が該当する。

|  |
| --- |
| ア　社会福祉に関する教育を行う者イ　社会福祉に関する研究を行う者ウ　社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者エ　公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者 |

「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば次のような者が該当する。

|  |
| --- |
| ア　社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員イ　民生委員・児童委員ウ　社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等エ　医師、保健婦、看護婦等保健医療関係者オ　自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評議員（予定者）※１ | 生年月日 | 年齢 | 住所 | 職業（公職を含む） | 親族等関係※２ | 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者 | 資格、経歴等 | 欠格事由の有無※３（社福の場合） | 備考 |
| 氏名 | 該当する場合のみ記入すること |
|  |  |  |  |  |  | ○ |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  | ○ |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  | ○ |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  | ○ |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  | ○ |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  | ○ |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  | ○ |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  | ○ |  | 無 |  |
|  |  |  |  |  |  | ○ |  | 無 |  |

※１　評議員の数は、理事の数を超えること。（２８年度までに設立した法人は経過措置あり）

※２　評議員及び役員との親族関係に○を入力すること。

※３　社会福祉法人の場合のみ記入。欠格事由（①法人　②精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者　③生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者　④禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者　⑤所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員）